

岩手県告示第537号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年9月4日次のとおり委託した。

令和8年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
株式会社岩手日報 告社	盛岡市菜園一丁目3番6 号 農林会館9階	社会福祉施設及び医療施設等物 価高騰緊急対策支援金の支出	令和8年9月2日	令和8年9月4日から 令和9年2月26日まで